

神戸市自立支援医療に関する勉強会

ふれんどり-KOBE 2016年09月18日 (第1版)

勉強会の背景

• HIVの土日クリニック診療の推進を検討するあたり、HIV 治療の公的な支援医療(自立支援医療[更生医療]) についての知識が必要だと感じ、その実施要項を読み合 わせする勉強会を開催しました。



勉強会のゴール

以下の疑問点について、参加者が議論し大まかな理解ができることをゴールに設定しました。

- 支援を受けるための要件
- ・ 支援を受ける際の治療方法への制約 (通院先の制約など)
- ・ 支援金の流れ(請求先など)



自立支援医療とは

心身の障害を除去・軽減するための医療の自己負担額を軽減する 公費負担医療制度です。

• 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第五条 22 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等 につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又 は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをい う。

第五十八条 <u>市町村等は</u>、支給認定に係る障害者等が、(省略)指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、(省略) 支給認定障害者等に対し、指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。



使用した資料

神戸市自立支援医療(育成医療・更生医療) 実施要綱

http://www.city.kobe.lg.jp/information/data/regulations/youkou/130 0/index.html

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (省略)に基づく自立支援医療費(更生医療)の支給認定については、(省略)本要綱により行う。」

→ 厚生労働省通達の自立支援医療費支給認定実施要綱に基づき、 神戸市の行政体に合わせて改訂された自立支援医療実施要綱 が公開されています。



定義(第1条)

• 第1条はこの要綱で用いる用語の定義について述べている条項のため、割愛します。



更生医療の対象(第2条)

• 更生医療の対象となる障害のひとつとして免疫機能障害(HIV) が含まれています。

	記号	公費負担の対象となる障害
育成医療及び更生医療	ア	肢体不自由
	1	視覚障害
	ウ	聴覚・平衡機能障害
	π	音声・言語・そしゃく機能障害
	オ	心臓機能障害 (※)
	カ	腎臓機能障害 (※)
	+	小腸機能障害·肝臓機能障害 (※)
	ク	免疫機能障害 (※)
	ケ	その他内臓障害(育成医療のみ) *記号オ・カ・キ及び呼吸器・ぼうこう・直腸障害を除く内臓障害については 先天性のものに限る。



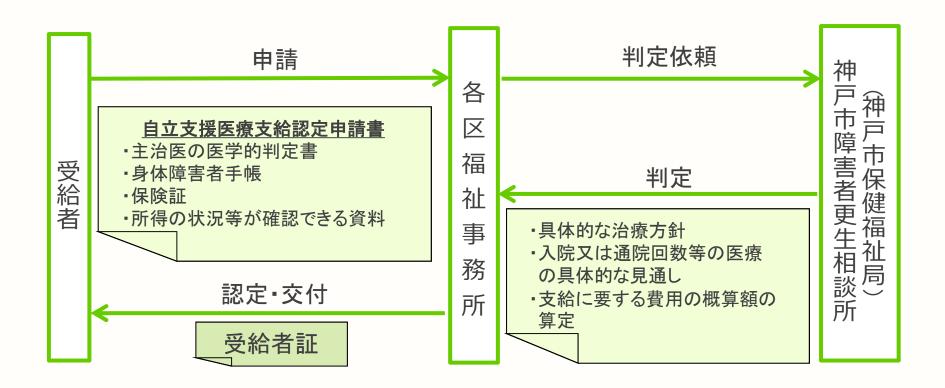
更生医療の対象(第2条)

- 「更生医療の対象となる者は、身体障害者福祉法(略)に規定する 身体上の障害を有すると認められる者」
- 「更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が永続するもの(略)、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られ」
- → エイズは、いまや免疫機能障害が永続する慢性疾患であり、HIV治療は確実な効果が期待できるものと判断されています。
- 「当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により 治療される部分については、更生医療の対象にならない」
- → 当然ながら、HIV治療以外の風邪などの一般的な病気の治療は 支援を受けられません。



支給申請・判定・認定(第3~5条)

• 支給申請の際には、各区福祉事務所長に申請し神戸市障害者更生相談所が判定する形になります。





支給申請・判定・認定(第3~5条)

- 「更生相談所長は(略)判定を行ない(略)、高額治療継続者の対象疾病であるか否か、具体的な治療方針、入院又は通院回数等の医療の具体的な見通し及び更生医療によって除去軽減される障害の程度について具体的に判断を行うとともに、支給に要する費用の概算額の算定を行う。」
- → 神戸市障害者更生相談所が予算に対して大きな権限を持っていると想像されました。



自立支援医療受給者証(第5条)

- 受給者証の記載内容
 - ▶「高額治療継続者の該当・非該当及び有効期間は、判定書に基づき記入する。」
 - ▶「自立支援医療費の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に関する費用に限られること。」
- → 自立支援医療には<mark>有効期間</mark>があり(「抗HIV 療法等治療が長期に及ぶ場合についても最長1年以内とする」)、また、その支給範囲は受給者証に記載されています。
 - (「支給認定の有効期間が必要以上に長期に及ぶことは、予算の適正化の見地から厳に戒むべきところである」)



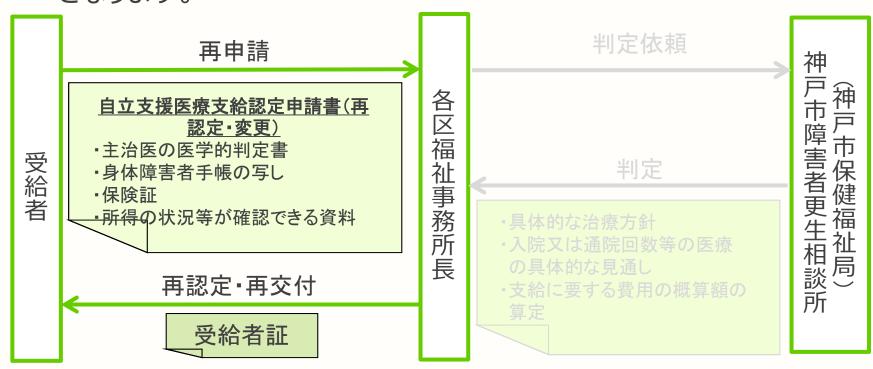
医療機関の指定(第5条)

- 「更生医療を受ける指定自立支援医療機関の指定は同一受診者に対し原則 1 か所とすること。
 - ただし、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合に限り、例外的に複数指定することを妨げない。」
- → 受給者は指定医療機関の中から通院先を選ぶことになるが、特に神戸市内限定という制約は本条項からは読み取れませんでした。 そのため、神戸市外の医療機関を選択することも出来るかもしれません。
- → 参加者からは、京都在住の患者さんが大阪まで通院していると聞いた ことがある、という意見もでました。
- → 自立支援医療について、行政をまたいでの受診が可能なのかどうかは、 請求の流れなども理解する必要がありそうです。



再認定・医療方針の変更(第6条)

- 有効期間が終了した際の再度の支給認定、有効期間内における医療の提供に関する具体的方針の変更を申請する場合
- → 免疫機能障害における抗HIV 療法の場合は、再判定が不要となります。



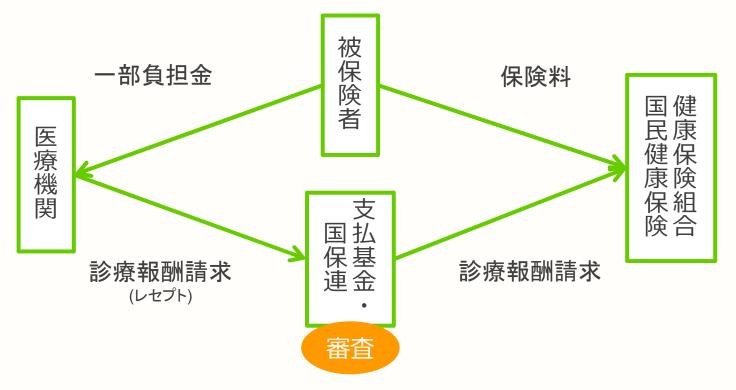


診療報酬の請求及び支払(第8条)

- 「診療報酬の請求は(略)指定自立支援医療機関所在地の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提出させる。」
- 診療報酬の審査については「自立支援医療(育成医療・更生 医療)の支給に係る診療(調剤)報酬の審査及び支払に関 する事務の社会保険診療報酬支払基金への委託について」 (社援発 0 3 2 2 第 4 号平成 2 4 年 3 月 2 2 日厚生労働 省社会・援護局長通知)及び「自立支援医療(育成医療・更 生医療)の給付に係る診療報酬の審査及び支払に関する事務 の国民健康保険団体連合会への委託について」(社援更発第 25号平成 5 年 2 月 1 5 日厚生労働省社会・援護局長通 知)の定めるところによる。
- →診療報酬の審査および請求は一般的な診療の請求ルートと特 に変わりないことがわかりました。



(参考) 通常の診療報酬の請求



→診療報酬の請求は指定自立支援医療機関所在地の社会保 険診療報酬支払基金・国保連へ請求され、支払基金で審査さ れます。



- 支援を受けるための要件
- → 免疫機能障害が永続する一方で、確実な効果が期待できるHIV治療も支給対象のひとつになっています。支給を受けるためには、各区福祉事務所長に申請し、神戸市障害者更生相談所に認定の判断を受ける必要があります。
- 支援を受ける際の治療方法への制約(通院先の制約など)
- → 自立支援医療機関の指定は原則 1 か所です。所在地については、 神戸市内限定という記載は少なくとも読み取れませんでした。
- 支給金の流れ(請求先など)
- → 一般の請求の流れと変らないため、HIVの土日クリニック診療の推進に おいて大きな障壁がある様には思えませんでした。

